

令和5年第6回五戸町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和5年6月9日(金) 午前9時30分から10時00分

2. 開催場所 五戸町役場 3階 第1・2委員会室

3. 出席委員 (18人)

会長	岩井 壽美雄 君	会長職務代理者	北村 勉 君
4番	川崎 良巳 君	5番	高橋 克 君
6番	高村 國昭 君	7番	佐々木 一 榮 君
8番	柏田 雅俊 君	9番	佐々木 喜 克 君
10番	中里 光明 君	11番	沼沢 こえ子 君
12番	豊川 敏雄 君	13番	竹原 誠 君
14番	時田 宏 君	15番	中川原 隆雄 君
16番	稲村 健一 君	17番	鈴木 徳治 君
18番	大沢 トモ子 君	19番	鳥谷部 甚一郎 君

4. 欠席委員 3番 三浦 弘文 君(1人)

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 業務報告

第3 議案第30号 農地法第3条の規定による許可申請について  
議案第31号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について

議案第32号 荒廃農地調査に伴う農地・非農地の判断について

議案第33号 五戸町農地利用最適化推進委員候補者の選定について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	小村 隆幸 君
事務局次長	大沢 直明 君
事務局班長	小泉 安子 君
主査	大澤 翔太 君

## 7. 会議の概要

会 長（岩井）	<p>ただ今から、令和5年第6回五戸町農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>本日は、大変お忙しいところご参集くださいまして、厚くお礼申し上げます。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付してあるとおりでございます。よろしくご審議を賜りますよう、お願い申し上げます。</p>
事務局（小村）	<p>本日、3番 三浦 弘文 委員から欠席の旨通告がありましたので、ご報告いたします。</p> <p>出席委員は19名中 18名で、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。それでは、会議規則により、議長は会長が務めることになっておりますので、議事の進行をお願いいたします。</p>
議 長（岩井）	<p>これより議事に入ります。日程第1 議事録署名委員及び会議書記の指名を行ないます。</p> <p>会議規則第17条第1項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。</p> <p>（「なし」の声あり）</p>
議 長（岩井）	<p>それでは、5番 高橋 克 委員と16番 稲村 健一 委員をお願いいたします。</p> <p>なお、本日の会議書記には事務局の大沢次長を指名します。</p>
議 長（岩井）	<p>それでは、日程第2 業務報告について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局（大沢）	<p>〔業務報告の朗読及び説明〕</p>
議 長（岩井）	<p>ただ今の報告について、発言のある方は挙手をお願いします。</p> <p>（「なし」の声あり）</p>
議 長（岩井）	<p>よろしいですか。</p> <p>それでは、以上で日程第2 業務報告を終わります。</p>
議 長（岩井）	<p>ここで農地調査会、今月の調査委員は、8番 柏田 雅俊 委員と18番 大沢 トモ子 委員です。調査委員席に、ご着席ください。</p>

	<p>(調査委員席に、着席)</p>
<p>議長 (岩井)</p>	<p>次に、日程第3 議案第30号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。</p>
<p>事務局 (小泉)</p>	<p>それでは議案書の1ページ議案第30号と、参考資料の1ページをご覧ください。農地法第3条の規定による許可申請について、農地法第3条の規定により、下記農地の申請があったので審議を求めるものです。今月の許可申請は、1議案5件です。1番は、贈与による所有権移転に関する件、2番から5番は、売買による所有権移転に関する件です。</p> <p>1番、大字上市川字弥次郎、畑1筆、808㎡です。  2番、字下新井田前、田1筆、2,121㎡です。  3番、大字倉石中市字薬師前、畑1筆、1,711㎡です。  4番、大字倉石石沢字石沢後、田1筆、1,152㎡です。  5番、大字倉石石沢字石沢後、田1筆、2,181㎡です。</p> <p>1番から5番は、別添調査書にありますとおり農地法第3条第2項各号に該当するものではありません。農作業の規模拡大・効率化を図るものであり、機械、労働力、技術、地域との関係などを見ても問題ないことから、許可要件を満たしていると考えます。</p> <p>ご参考までに売買価格をお知らせします。  2番の売買価格は、400,000円、10aあたり188,000円です。  3番の売買価格は、340,000円、10aあたり199,000円です。  4番の売買価格は、115,200円、10aあたり100,000円です。  5番の売買価格は、175,000円、10aあたり80,000円です。  以上です。</p>
<p>議長 (岩井)</p>	<p>ただ今の説明に関連して、調査委員を代表して、大沢トモ子委員から、調査結果の報告をお願いいたします。</p>
<p>調査員 (大沢)</p>	<p>農地法第3条の許可申請に係る現地調査の結果を報告いたします。議案書の1ページ議案第30号と参考資料1ページを御覧ください。</p> <p>6月2日に、岩井会長と柏田雅俊委員及び事務局職員3名で現地調査を行いました。</p> <p>1番は、譲渡人と譲受人は親子で、譲渡人が高齢で管理できなくなったため、譲渡人からの申出により、農地の隣に居住する譲受人へ農地を贈与するものです。譲受人は、かぼちゃを作付けするそうです。</p> <p>2番は、譲渡人は長年、県外に居住していて管理できないた</p>

	<p>め、業者に売却を依頼しており、譲受人は売地情報を見て、譲受人からの申出により、農地を売買するものです。譲受人は、ピーマンを作付けするそうです。</p> <p>3番は、譲渡人と譲受人は親戚で、農地を管理する人がいないため、譲渡人からの申出により、農地が隣同士の譲受人へ農地を売買するものです。譲受人は、梅を作付けするそうです。</p> <p>4番と5番は、譲渡人と譲受人は知人で、譲受人は、田の利用集積を計画しているため、譲受人からの申出により、農地を売買するものです。譲受人は、水稻を作付けするそうです。</p> <p>以上で調査結果の報告を終わります。</p>
議長（岩井）	<p>ありがとうございました。</p> <p>これより質疑に入ります。質疑ありませんか。</p>
13番（竹原）	<p>2ページの4番と5番は同じ場所で買う人も同じなのに価格に差がある。売買価格が違うのはなぜか。</p>
事務局（小泉）	<p>こちらは双方で決めておまして、この差については両方の合意のもと、決めたそうです。</p>
13番（竹原）	<p>あの辺は場所がいいところで倉石では1等地である。あまりにも安いのは良くないのでは。ある程度、価格を維持するように指導するべきではないか。</p>
調査員（柏田）	<p>基本的に売買は双方合意のもとである。相場の基準は難しいと思う。所有者にすれば処分したい人もいるし、場所が悪くても欲しい人がいる。贈与したいとしても問題がある。場所がよくても安く売りたい人もいる。農業委員会の立場から言えば、極端に安いと感じると思うが土地の評価については、我々に見えない問題があると感じているので一概にこの金額を決めるというのはその土地を知っていて売買することだから、双方の合意を尊重すべきである。双方の金額が合わないのであれば、あっせんしながら妥当案をだすことはいいと思うが、なるべく介入するべきではないと思う。耕作放棄地になるよりは売買して維持してもう方が良くないのかと思う。</p>
13番（竹原）	<p>税務課などの評価額などがあると思うが、第1次産業を振興するためには、大事なことであると思う。</p>
議長（岩井）	<p>その他、ご意見はございますか。</p> <p>（「なし」の声あり）</p>

議 長（岩井）	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。議案第 30 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>（全員挙手）</p>
議 長（岩井）	<p>全員賛成ですので、議案第 30 号は、原案のとおり決定いたしました。</p>
議 長（岩井）	<p>調査員の方は指定席にお戻りください。</p> <p>（調査委員 指定席に戻る）</p>
議 長（岩井）	<p>次に、議案第 31 号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」を議題とします。</p>
議 長（岩井）	<p>それでは事務局より説明をお願いします。</p>
事務局（大澤）	<p>それでは議案書の 3 ページ、議案第 31 号をご覧ください。 「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について」</p> <p>農業経営基盤強化法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 56 号）附則第 5 条第 1 項の規定によりなお従前の例によることとされる同法第 1 条の規定による改正前の農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定に基づき、下記農用地利用集積計画の決定について意見を求めるものです。</p> <p>五戸町長より令和 5 年 5 月 25 日付け五農林第 74 号で農用地利用集積計画の決定を求められています。1 議案 3 件で、合計面積は 45,267 m<sup>2</sup>です。</p> <p>議案中の賃借料でカッコ書きの数字は年額です。1 番から 2-2 番は、全て利用権設定による貸借です。</p> <p>1 番、字姥堤、字上根前、田、計 3 筆、面積は合計 7,379 m<sup>2</sup>。5 年の賃貸借で、賃借料は、10 a あたり 5,000 円、年 36,500 円です。水稻を作付けする予定です。</p> <p>2-1 番、大字倉石石沢字山辺沢、畑、面積は 16,392 m<sup>2</sup>。1 年の賃貸借で、賃借料は、10 a あたり 7,900 円、年 130,000 円です。ニンニクを作付けする予定です。</p> <p>2-2 番、大字倉石石沢字山辺沢、畑、面積は 21,496 m<sup>2</sup>。1 年の賃貸借で、賃借料は、10 a あたり 9,300 円、年 200,000 円です。ニンニクを作付けする予定です。</p> <p>以上の計画の内容は、経営面積、従事日数など農業経営基盤強化法等の一部を改正する法律附則第 5 条第 1 項の規定により旧農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると</p>

	考えます。以上です。
議長（岩井）	これより質疑に入ります。質疑ありませんか。  （「なし」の声あり）
議長（岩井）	よろしいですか。それでは採決いたします。 議案第31号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。  （全員挙手）
議長（岩井）	全員賛成ですので、議案第31号は、原案のとおり決定しました。
議長（岩井）	次に、議案第32号「荒廃農地調査に伴う農地・非農地の判断について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。
事務局（大沢）	議案書の4ページ議案第32号と参考資料の13ページをご覧ください。 荒廃農地調査に伴う農地・非農地の判断について、でございます。1議案5件です。 1番の字越掛沢の畑1筆について、令和5年5月8日に所有者から申出がありました。 2番の大字倉石石沢字下雨原平の畑1筆について、令和5年5月8日に所有者から申出がありました。 3番の大字扇田字西ノ沢の田2筆について、令和5年5月24日に相続人から申出がありました。 4番の大字切谷内字佐野根前の田1筆について、令和5年5月12日に所有者から申出がありました。 5番の大字上市川字堤下の田4筆について、令和5年5月11日に所有者から申出がありました。 5件とも20年以上前から耕作していないため、農地に復元することが困難となった土地です。 令和5年6月2日の農地調査会で現地確認した結果、農地法の運用について第4の(4)に該当し、再生利用が困難と見込まれる荒廃農地について、農地法第2条第1項の農地に該当しない非農地として決定を求めるものです。9筆、27,860㎡です。説明は以上です。
議長（岩井）	これより質疑に入ります。質疑ありませんか。  （「なし」の声あり）

議長（岩井）

よろしいですか。それでは採決いたします。  
議案第 32 号について、非農地と判断することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長（岩井）

全員賛成ですので、議案第 32 号は、非農地と判断することに決定しました。

議長（岩井）

次に、議案第 33 号「五戸町農地利用最適化推進委員候補者の選考について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。

事務局（大沢）

議案書の 5 ページ議案第 33 号をご覧ください。五戸町農地利用最適化推進委員候補者の選考についてご説明いたします。

令和 5 年 7 月 19 日に任期満了となる五戸町農地利用最適化推進委員を募集したところ、別紙のとおり応募があったので、候補者の選考について審議を求めるものでございます。

6 と 7 ページは、応募者の氏名、性別、年齢、職業、経歴、農業経営の状況、認定農業者の有無、農業委員への応募状況、応募理由が記載されております。

今回の応募者は 16 名すべて自薦の応募で、推進委員の定数と同数となっております。

次のページをご覧ください。地区毎の応募人数でございます。応募者の欠格事由について調査いたしました。16 名全員欠格事由に該当する応募者はございませんでした。

現職 11 名、新人 5 名で、地区毎につきましても、定数と同数の応募となっております。このため、五戸町農業委員会の農地利用最適化推進委員の委嘱に関する規程第 7 条に基づき選考委員会での選考を経ずに、この 16 名の候補者を令和 5 年 7 月 20 日開催予定の、新農業委員会組織による総会へ提案したいと考えております。説明は以上です。

議長（岩井）

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（岩井）

よろしいですか。それでは採決いたします。  
議案第 33 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議 長（岩井）

全員賛成ですので、議案第 33 号は、原案のとおり決定いたしました。

議 長（岩井）

以上で、本日の日程はすべて終了しました。  
これをもって、令和 5 年第 6 回五戸町農業委員会総会を閉会します。



五戸町農業委員会会議規則第17条第1項の規定によりここに署名する。

令和5年第6回五戸町農業委員会総会催日時 令和5年6月9日

五戸町農業委員会総会議長

議事録署名委員

議事録署名委員